

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果公表を踏まえた国の緊急対策等と教育委員会等において取り組んでいただきたい対策についてお知らせします。

5 初 児 生 第 1 9 号
令和5年10月17日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人担当部課長 殿
附属学校を置く各公立大学法人担当部課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
伊 藤 史 恵
(公印省略)

令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に
関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、毎年度御協力いただいているところですが、この度、暴力行為、いじめ、出席停止、長期欠席（不登校等）、高等学校における中途退学、自殺及び教育相談の各状況に係る令和4年度の調査についての結果を取りまとめ公表しました。調査結果の概要は別添資料のとおりですのでご覧ください。

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm



今回の調査において、令和4年度の国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千件（過去最多）、うち学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人（過去最多）、うち90日以上欠席している児童生徒数が約5万9千人（過去最多）、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が約68万2千件（過去最多）、うち重大事態の発生件数が923件（過去最多）等の結果が明らかになりました。加えて、小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数が411人、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数が約9万5千件（過去最多）等の結果も明らかになりました。

新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活の中、不安や悩みを

相談できない子供たちがいる可能性や、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性等も考慮し、引き続き、周囲の大人が子供たちの SOS を受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等とも積極的に連携して対処するなど、きめ細かな対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、政府においては、児童生徒が安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化を図るため、令和5年10月16日に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部を合同で開催し、それを受け、本日17日に「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を下記の通り取りまとめました。また、これを踏まえ、大臣からのメッセージについても資料のとおり発出しています。

その他、調査結果とこれを踏まえた対応について、各地方公共団体等において取り組みいただきたい内容をまとめています。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村等教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対し、本調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について連絡するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応等に資するため、各地域等における現状の分析を行い、下記事項への対応の徹底を含め、生徒指導の一層の充実が図られるよう御対応をお願いします。また、各教育委員会にあっては、当該地方公共団体の長及び関係部局に対し、本調査結果及び各自自治体内の状況を共有するとともに、各自自治体内の状況について総合教育会議の議題とし、首長及び関係部局間と認識の共有及び対策の検討を進めるなど、必要な連携を図っていただくよう併せてお願いします。

記

○「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」について

1. 不登校緊急対策

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さな SOS の早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、本年3月にとりまとめた不登校対策である COCOLO プランを前倒しし、以下の取組を進める。

① 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- ・落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置するため、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校への設置促進
- ・学校内外で支援が受けられていない児童生徒がオンラインで自宅等から学べるよう、教育支援センターの ICT 環境整備
- ・どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化することを目的とした、教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化

② 心の小さな SOS の早期発見

- ・アプリ等による、困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」の推進
- ・1人1台端末を活用した、子供の SOS 相談窓口の集約・周知
- ・より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

加えて、不登校施策に関する情報が児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化するため、以下の取組を進める。

③ 情報発信の強化

- ・学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校。以下同じ。）設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、設置経験者を自治体に派遣し相談・助言が受けられる制度の創設
- ・各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報の文部科学省 HP での一括発信

2. いじめ緊急対策

いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援を強化するため、以下の取組を進める。

① いじめの早期発見の強化

- ・アプリ等による、困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」の推進（再掲）
- ・1人1台端末を活用した、子供の SOS 相談窓口の集約・周知（再掲）
- ・より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）

あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策を強化するため、以下の取組を進める。

② 国による分析の強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- ・こども家庭庁とも連携し、重大事態の国への報告を通じた実態把握により、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）の分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等の実施
- ・重大事態の未然防止に向け、重大事態発生件数が多い一方でいじめの認知件数等が低い都道府県等への、国の個別サポートチームの派遣。こども家庭庁とも連携し、各自治体等の取組状況の調査を踏まえた国から各自治体等へ指導助言の実施
- ・こども家庭庁において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等の実施

3. 学校における組織的対応を支える取組

不登校・いじめに関するこれら緊急的な取組を早急に進めるとともに、学校における

指導・運営体制の整備など、学校における組織的な対応を支える以下の取組も進める。

- ・学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携の推進、高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等、令和5年度予算による COCOLO プランに基づく対策の継続実施
- ・学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制の緊急的な整備
- ・学校いじめ対策組織にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進

「不登校・いじめ対策 緊急パッケージ」を踏まえ、国において取り組むこと及び地方公共団体等において取り組まれないことについては、以下の通りである。

1. 不登校緊急対策

【国において取り組むこと】

- ・「①不登校の児童生徒全ての学びの場の確保」について、今後の経済対策に盛り込みつつ、緊急に進めるよう対応
- ・「②心の小さな SOS の早期発見」のうち、アプリ等による「心の健康観察」の推進及び、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実について、今後の経済対策に盛り込みつつ、緊急に進めるよう対応
- ・「③情報発信の強化」に関し、学びの多様化学校の設置に関するノウハウや課題の共有のための全国会議の開催、設置経験者を自治体に派遣し相談・助言が受けられる制度の創設。また、各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報の文部科学省 HP での一括発信

【地方公共団体等において取り組まれないこと】

- ・「①不登校の児童生徒全ての学びの場の確保」に関し、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校への設置促進及び学校内外で支援が受けられていない児童生徒への教育支援センターの ICT 環境整備や、アウトリーチ機能等の教育支援センターの総合的拠点機能の強化
- ・「②心の小さな SOS の早期発見」のうち、アプリ等による、困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」の推進。また、1人1台端末を活用した、子供の SOS 相談窓口を集約して周知するとともに、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

2. いじめ緊急対策

【国において取り組むこと】

- ・「①いじめの早期発見の強化」のうち、アプリ等による「心の健康観察」の推進及び、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実について、今後の経済対策に盛り込みつつ、緊急に進めるよう対応（再掲）

- ・「②国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり」に関し、重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化や、重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自自治体等への取組改善の実施。また、こども家庭庁において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等の実施

【地方公共団体等において取り組まれないこと】

- ・「①いじめの早期発見の強化」のうち、アプリ等による、困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」の推進。また、1人1台端末を活用し、子供のSOS相談窓口を集約して周知するとともに、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）
- ・「②国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり」に関し、重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣を受けた各自自治体等の取組改善の実施

3. 学校における組織的対応を支える取組

【地方公共団体等において取り組まれないこと】

P3「3. 学校の組織的対応を支える取組」において示しているとおおり、不登校対策については、学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援等、令和5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策の継続実施及び、学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制の緊急的な整備を進めること。

また、いじめ対策については、学校いじめ対策組織にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進すること。なお、スクールロイヤーへの法務相談経費やスクールサポーターの配置については、普通交付税措置が講じられている。ほか、いじめの重大事態について、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知していなかった比率が約4割に上ることから、重大事態の発生の要因分析に努めるとともに、いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知及び早期発見、組織的対応を徹底すること等の対策を実施すること。

なお、「不登校・いじめ対策 緊急パッケージ」に取り組むにあたり、国において今後の経済対策に盛り込みつつ、緊急に進めるよう対応するとした項目については、詳細が固まり次第別途お知らせします。

(資料)

- ・ 「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」及び大臣メッセージ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00006.htm

○その他、調査結果とこれを踏まえた対応について

1. 不登校児童生徒への支援の充実について

今回の調査結果を踏まえ、各学校及び教育委員会等にあっては、効果的な不登校児童生徒への支援につなげるためにも、個々の不登校児童生徒の不登校のきっかけや継続理由についての的確な把握に努めるとともに、不登校児童生徒数が増加している要因についても分析に努めること。また、学校内外の多様な学びの場を確保するよう努めること。

平成28年12月に、不登校児童生徒への支援について初めて体系的に定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）が成立、平成29年2月より施行され、同年3月、同法に基づく基本指針を策定した。一方で、新型コロナウイルス感染症による人々の意識や生活様式の変化等に伴う影響が教育現場にも及ぶ中、令和5年3月に不登校によって学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を文部科学大臣の下にとりまとめ、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策本部」において進捗状況を管理しつつ、不登校児童生徒への支援の取組を不断に改善することとしている。

学校や教育委員会等は、不登校児童生徒への支援に当たり、COCOLOプランを踏まえた施策の推進を図るため、チーム学校による魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズを早期発見するため、1人1台端末等を活用した心の健康観察の取組やスクリーニングの実施等、適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施すること。

また、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保のため、学校内外の教育支援センター及び学びの多様な学校設置促進、民間団体等との連携による支援を実施するほか、オンライン相談等のICTの活用も含めたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談支援体制を充実するなど、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進すること。

さらに、教育機会確保法の基本的な考え方が学校の教職員等に十分に伝わっていない現状を踏まえ、国において作成した教育機会確保法の理念についてまとめたパンフレット等を活用しつつ、改めて学校及び児童生徒や保護者等と直接対応する教師等にも周知したり、保護者への情報提供方法を工夫する等、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないような配慮が必要なことや、支援に当たっては、不登校児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ行う必要があることなど、法の正しい理解の促進に努め、その取組の促進を図ること。

(資料)

- ・ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」（平成28年12月22日付け28文科初第1271号文部科学省初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380952.htm

- ・ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf
- ・ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」（令和元年6月21日不登校に関する調査研究協力者会議・フリースクール等に関する検討会議・夜間中学設置推進・充実協議会）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2019/07/02/1418510.pdf
- ・ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け元文科初第698号文科科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm
- ・ 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（令和4年6月10日付け4初児生第10号文科科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_jidou02-000023324-01.pdf
- ・ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」（令和5年3月31日付け4文科初第2817号文科科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm
- ・ 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」（令和5年7月31日事務連絡文科科学省初等中等教育局児童生徒課）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm
- ・ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」の周知に関するパンフレットの送付について」（令和5年10月17日事務連絡文科科学省初等中等教育局児童生徒課 初等中等教育企画課）
https://www.mext.go.jp/content/20231017-app_ope02-000028870_1.pdf
- ・ 教育機会確保法パンフレット
https://www.mext.go.jp/content/20231017-app_ope02-000028870_2.pdf

2. いじめの問題への対応について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

学校いじめ防止基本方針、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について文科科学省では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を改定するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定している。教育委員会等学校設置者にあつては、これらに沿った対応がなされるよう、学校の対応状況を適切に把握するとともに、実効性のあるものとなるよう指導助言を行うこと。

各学校において作成している学校いじめ防止基本方針については、当該学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直すこと。さらに、策定

した学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるよう各学校のホームページへ掲載する等の措置を講ずるとともに、学校運営協議会等も活用して保護者や地域住民との連携を図ること。

また、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組に関しては、職員会議等を通じた教職員間での共通理解を図った学校が95.9%となっているが、校内研修の実施は84.3%にとどまっていることから、各学校がより積極的にいじめ問題への取組を実施するよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等は、学校いじめ防止基本方針や年間実施計画に位置付けて実施するよう指導助言すること。併せて、校内研修等を実施している学校においても、その実施状況を把握するとともに、実施内容等の一層の充実を図られるよう、必要な指導助言を行うこと。

(資料)

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm
- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf
- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf
- ・ 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf
- ・ 「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf
- ・ 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ増刊号
「いじめのない学校づくり3 Leaves. 3」
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves3.pdf>

(2) 地方いじめ防止基本方針の策定について

いじめ防止対策推進法第12条においては、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされており、都道府県における策定状況は100%となっている一方で、市町村における策定状況は98.3%となっている。同方針の策定は、努力義務ではあるものの、学校がいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、全ての自治体において、地方いじめ防止基本方針が策定されることが望ましく、複数の市町村による共同策定も視野に入れながら、未策定の市町村は、各自治体の実態に応じて、策定を検討すること。また、都道府県教育委員会においては、地方いじめ防止基本方針の策定を検討している区域内の市町村を支援すること。

(3) 教育委員会の附属機関の設置状況について

重大事態の調査主体となり得る組織として、条例に基づきいじめ防止対策推進法第14条第3項に定める教育委員会の附属機関を設置している都道府県は83.0%、市町村では76.7%にとどまっているが、重大事態が発生した場合に、公平性・中立性に十分配慮した組織が調査主体となって（いわゆる第三者委員会の形式で）速やかに調査を開始することを可能にするためには、第三者委員会となり得る教育委員会の附属機関をあらかじめ条例により設置しておくことが望ましい（同法第14条第3項では教育委員会の附属機関を設置することができる旨が規定されているにとどまるので、教育委員会の附属機関の設置に当たっては、地方自治法第138条の4及び第202条の3の規定に基づき、設置の根拠となる条例を制定することが必要である。）。

各都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会における、重大事態の調査主体となり得る附属機関の設置に向けた支援を行うとともに、自ら未設置の場合は、速やかに設置を検討すること。

また、地方公共団体の長が行う再調査のための組織についても、未設置の場合は設置に向けた検討を行うこと。

(4) いじめの積極的な認知と適切な対応について

児童生徒1千人当たりのいじめ認知件数の都道府県間における差は、約8.2倍と依然として大きく、いじめを漏れなく認知するためには、全ての教職員が改めていじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を確認し、積極的な認知を行うとともに、学校を挙げて早期発見に向けた取組を行うことが重要である。

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。いじめの防止等の対策は、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。いじめ防止対策推進法に基づき、認知すべきものは適切に認知し、早期に対応しなければならない。その際、ICT端末も活用しつつ、児童生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケートを実施する等により、早期発見・早期対応に努めること。

年度末時点でのいじめの解消状況について、525,773件でいじめの認知件数全体の約77.1%となっており、前年度の493,154件、約80.1%から、件数は多くなったが、比率は低下した。これは安易にいじめを解消したとせず、丁寧な対応を行っているとも考えられるが、事案が複雑化し、長期化している可能性も考えられる。組織的対応のみならず、関係機関との連携等の相談体制の充実・強化を通して、いじめの解消率を上げていくこと。

また、対応に当たっては、早期の組織的対応は当然のこととして、事案に応じて、関係機関と積極的に連携し、いじめられた側のみならずいじめた側に対するスクールカウンセラー等による専門的継続的な指導支援体制を構築することにも留意する必要がある。

重大ないじめ事案や犯罪行為に相当するいじめなど学校対応しきれないいじめについては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底（通知）」（令和5年2月7日付け初等中等教育局長通知）を踏まえ、警察と緊密に連携して対応することが求められている。令和4年度中にいじめを認知していない学校（6,524校）にあっては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、それ

らの学校においては、いじめの認知件数が0件であったということを児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。設置者は、その確認状況を適切に把握するとともに、都道府県教育委員会にあっては、教育事務所所管の地域間、市町村間及び設置する学校間、市町村にあっては、設置する学校間における認知件数の格差や同じ学校での経年比較についても適切に分析するとともに、必要に応じ、指導助言を行うこと。

なお、以下の資料をいじめの正確な認知のために積極的に活用し、教育委員会等及び学校の取組の充実に努めること。

- ・ 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日付け27初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400170.htm

- ・ 国立教育政策研究所 生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」

<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/index.htm>

- ・ 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ

「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順 Leaf. 19」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf>

「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf. 20」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf>

「いじめに関する「認識の共有」と「行動の一元化」 Leaf. 21」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf21.pdf>

(5) ネットいじめについて

今回調査においては、インターネット上のいじめについては約2万4千件と昨年より約2千件増加となっている。SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくい・匿名性が高い等の性質を有するため、そうした態様のいじめを学校が認知しきれていない可能性がある。また、GIGAスクール構想が進展する中、1人1台端末等を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であり、端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要である。

いずれの態様のいじめについても、学校として組織的に対処する必要があることは言うまでもなく、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係等の構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。このほか、学校における情報モラル教育のより一層の充実に努めるために、文部科学省で作成している教材や資料等を参照すること。

(資料)

- ・ 情報モラル教育の充実等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

(6) いじめの重大事態の対応について

令和4年度のいじめの重大事態の件数は、923件と昨年度より217件の増加となり、第1号及び第2号の重大事態ともに増加した。いじめ防止対策推進法の定義に基づ

くいじめの認知（早期発見）と組織的対応を徹底することが、重大事態の発生防止に不可欠であることから、今後も件数の推移等を注視していく必要がある。

令和2年度調査から、重大事態件数の都道府県別結果を公表しており、各教育委員会等にあつては、重大事態の件数や発生の割合、推移等を的確に把握し、重大事態の発生の背景等の分析に努めるとともに、今後の取組の改善に活用すること。また、重大事態は、いじめの問題に適切に対応することで、限りなく件数を0に近づけるべきであるが、同法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。「いじめの防止等のための基本的な方針」に「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とあるので、この点は正しい認識が得られるよう特に留意されたい。このことは、学校の理解が浸透しにくく、失念しやすい部分であるため、定期的に教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等が、この周知徹底を図るとともに、学校や被害者等から相談を受けた場合は、同法に基づき適切に調査を実施する必要がある。

令和3年度調査からいじめの早期発見・早期対応と重大事態発生の関係を把握するため、重大事態について、重大な被害を把握する以前にいじめの対応状況を調査している。令和4年度の結果では、重大な被害を把握する以前にいじめとして認知していたものは、923件のうち566件にとどまっております。改めて、いじめの積極的な認知、早期発見早期対応、継続的な見守り等の基本的な取組を着実に実施すること。

なお、いじめの重大事態の調査は、事案の対処や再発防止に資するために行うものであることから、個人情報等に配慮しながら可能な限り当該学校を越えて広く調査結果を共有し、いじめの認知や組織的対応の改善、いじめ防止基本方針の改善等に積極的に活用することが強く求められる。

「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（令和5年3月10日事務連絡）で周知しているとおり、重大事態が発生した際には、国への引き続きの報告、対応をお願いしたいこと。

また、今年度一部の事案において、法で定める発生報告等が適切に行われていなかった事案が発生したこと等を踏まえ、「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について」（令和5年7月7日事務連絡）において、いじめ重大事態調査のチェックリストを作成・周知しているため、重大事態の対応に当たっては、本チェックリストを活用し、遺漏なく対応すること。

さらに、いじめの重大事態調査における委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について相談が必要な場合には、「いじめ調査アドバイザーの運用開始について（周知）」（令和5年9月5日事務連絡）に記載する相談の方法に従い、こども家庭庁の「いじめ調査アドバイザー」を積極的に活用いただきたいこと。

（資料）

- ・ いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00005.htm

(7) いじめの未然防止のための取組について

上記事項に加え、いじめの防止等のための対策については、いじめの早期発見や対処と併せて、未然防止に積極的に取り組むことが重要である。いじめの防止等に係る留意事項については「いじめの防止等のための基本的な方針」を参照するとともに、いじめ問題への対応の充実等を図る観点から、引き続き、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ること。さらに、児童生徒の人権意識の醸成や市民性を育む生徒指導にも配意すること。

(資料)

- ・ 道徳教育アーカイブ
<https://doutoku.mext.go.jp/>

3. 暴力行為への対応について

本調査結果によると、小学校、中学校、高等学校における暴力行為の発生件数は、約9万5千件で過去最多となっている。全校種において前年度よりも発生件数が増加しており、暴力行為の発生件数が高い水準にあることについては、いじめの積極的な認知が暴力行為の把握にもつながっていることなど、様々な要因が考えられるところ、犯罪にならない初期段階のものでも暴力行為と捉え、指導している結果という点では肯定的に評価している。

一方、児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の都道府県間における差は最大で約4.5倍と大きく、暴力行為の定義の当てはめの判断に差異が生じていることもその要因の一つと考えられるため、再度、本調査における暴力行為の定義や形態ごとの例をよく確認すること。

また、教育委員会等学校設置者及び学校にあっては、

- ・ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm
- ・ 「暴力行為のない学校づくりについて（報告書）」（平成23年7月暴力行為のない学校づくり研究会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/079/houkou/1310369.htm
- ・ 「生徒指導提要（改訂版）」（令和5年12月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

の考え方にに基づき、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制を充実すること。

なお、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対しては、出席停止制度の措置をとることをためらわずに検討し、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報するなど、毅然とした対応をとること。また、教育委員会等学校設置者は、学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備すること。

4. 出席停止制度の運用について

今回の調査結果によると、小学校及び中学校における出席停止の件数は5件であり、

この6年間は1桁の数値となっている。また、いじめの児童生徒への特別な対応として、別室で授業等を行った件数は7,525件となっており、1.1%に留まっている。いじめの被害児童生徒については、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るとともに、いじめの加害児童については、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させることが必要である。

出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、市町村教育委員会及び学校は、制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を行うことが必要である。学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため、必要と認められる場合には、出席停止制度の措置を積極的に検討すべきであり、いじめ防止対策推進法第26条においても、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、出席停止を命ずる等の必要な措置を速やかに講ずることが規定されている。

市町村教育委員会は、

- ・「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日付け13文科初第725 文部科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/013.htm
- ・「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm

を踏まえ、出席停止の手續に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、運用に当たっては適正な手續を踏むこと。

また、都道府県教育委員会は、制度が適切に活用されるよう課題を分析するとともに指導主事やスクールカウンセラーの派遣等の人的支援や警察や児童相談所等の関係機関との連携を促進することなど、市町村教育委員会及び学校に対し、必要な支援を行うこと。

5. 高等学校における中途退学への対応の充実について

今回の調査結果によると、高等学校における中途退学者数は、約4万3千人となった。学校や教育委員会等は、高等学校における中途退学への対応に当たり、

- ・「高等学校等、地域若者サポートステーション及びハローワーク等の関係機関間の連携強化による中途退学者等への切れ目ない支援の実施について」（平成28年6月20日付け28文科初第464号、職発0620第9号、能発0620第4号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省職業安定局長・厚生労働省職業能力開発局長連名通知）
- ・「高等学校等における中途退学への対応の充実に係る協力について」（平成29年1月16日付け28文科生第707号文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長連名通知）

等に基づき、学校教育を一層充実するとともに学校における指導体制を充実すること。

6. 自殺対策について

今回の調査結果によると、前回調査に比べて自殺者数は411名と大きく増加しており、非常に憂慮すべき状況にある。

「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」においては、

- ・ 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

- ・ 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408018.htm

- ・ 「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）」（平成26年7月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408017.htm

を作成・公表している。

さらに、以下の通知及び事務連絡により、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育積極的な推進を依頼するとともに、SOSの出し方に関する教育の教材例を示している。

- ・ 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）連名通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408025.htm

- ・ 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」（平成30年8月31日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410401.htm

国においては、こうした状況を踏まえ、昨年10月に自殺対策の政府の基準指針である「自殺総合対策大綱」を決定し、重点施策として、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」を位置づけている。また、本年6月には「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定するとともに、「教育振興基本計画」において児童生徒の自殺対策の推進を盛り込んでいる。各学校及び学校設置者においては、これらの国の方針を踏まえ児童生徒の自殺予防の取組を積極的に推進すること。

(資料)

- ・ 「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」（令和4年10月14日厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

- ・ 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/>

- ・ 「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

なお、今回の調査結果によれば、児童生徒の自殺者数は411人であったが、厚生労働省及び警察庁の調査結果によれば、令和4年度の自殺者数は485人であり、74人の差が生じていた。これは、警察が、遺書の有無や現場の状況、検視等により自殺と判断した事案を集計しているのに対し、学校が、御遺族からの報告等により自殺と確認できた事案を集計していることによるものと認識しているが、児童生徒の自殺の実態を可能な限り正確に把握することは重要であることから、引き続き、警察等の関係機関と連携し、正確な実態を把握するよう努めること。

また、令和4年度調査より、自殺した児童生徒が置かれていた状況について、新たに「教職員による体罰・不適切指導」の項目を追加し、2人が計上されている。体罰は、学校教育法第11条において禁止されている違法行為であり、不適切な指導等についても令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」にもあるように決して許されない行為である。体罰を行ったと判断した教員に対しては、客観的な事実に基づき、厳正な懲戒処分等を行うこと。また、体罰のみならず、教員による児童生徒に対する暴言等の不適切な発言も許されないものであること。いたずらに注意や叱責を繰り返すなど児童生徒を精神的に追い詰めるような指導は、懲戒権の範囲を逸脱した行為としてあってはならないことであり、このような不適切な言動や指導に対して、引き続き、厳正な対応をとる必要があること。不適切な指導等について、体罰と同様に懲戒処分基準に規定している教育委員会もあり、未整備の教育委員会においてはこうした規定を参考にして懲戒処分基準に定めることが望ましいこと。

また、令和4年度調査の補足調査において、都道府県教育委員会から自殺事案における「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく対応状況について初めて確認を行った。その結果、全件で基本調査を実施しており、詳細調査（いじめ重大事態調査で代替したものを含む）については19件で実施されていることが確認された。一方、基本調査後の遺族への説明において詳細調査の制度や調査希望の有無を遺族に確認していた件数は244件にとどまることも確認された。背景調査の指針では、基本調査の遺族への説明の際、詳細調査への移行について学校及び学校設置者の考えを遺族に伝えて、遺族の意向を確認することが必要である旨示しており、遺族がかねてから基本調査以上の精微な調査を希望していないなど特段の事情がない限り、背景調査の指針に基づいた遺族への説明を徹底すること。

(資料)

- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂）」（平成26年7月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408019.htm

7. 教育相談体制の充実について

今回の調査結果によると、不登校児童生徒がスクールカウンセラー等に相談した件数が10年連続で増加しており、いじめられた児童生徒、いじめる児童生徒に対する専門的継続的な指導支援体制を行う必要があるなど、学校における専門スタッフの活用的重要性が増している。一方で、スクールカウンセラーについては、約4.5%の小学校、約1.5%の中学校に配置実績がなく、スクールソーシャルワーカーについては、約16%の中学校区で活動実績がないなど、十分な配置状況にあるとは言えない。

こうした状況の下、教育委員会等にあつては、学校教育法施行規則が平成29年3月に改正され、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの名称及び職務等が明らかにされたことなども踏まえ、児童生徒の課題の早期発見や支援のため、引き続き、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めるとともに、

- ・ 「児童生徒の教育相談の充実について」（平成29年2月3日付け28文科初第1423号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1388337.htm

- ・ 「児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」(平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf

を踏まえ、未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築、学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり、教育相談体制の点検・評価、活動方針等に関する指針の策定、積極活用に向けた教職員の研修の実施など、限られた人員の中でもより効果的な活用の工夫を行い、学校における教育相談体制の充実にも努めること。

加えて、都道府県・指定都市教育委員会等における電話やSNS相談などの教育相談において、小学生、中学生及び高校生に関する相談件数が約26万件であるなど、学校外における教育相談も重要な役割を果たしている。こうした状況を踏まえ、教育委員会にあつては、学校や教育支援センターの場に来ることのできない児童生徒も含めた相談支援を強化するため、教育支援センター等を拠点としたオンラインを活用した広域的な教育相談体制を整備し、SNS相談や電話相談とも連携した支援に取り組むなど、学校外における教育相談体制の充実にも努めること。

8. 生徒指導上の諸課題への組織的な対応及び関係機関との連携強化について

いじめ、不登校、暴力行為その他生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、校長を中心に、学校が組織的に行うことが必要であり、事案に応じて設置者（教育委員会等）への報告及びその指示に基づく対応が求められる。

その際、児童生徒の問題行動・不登校等の背景には、家庭環境など様々な要因が考えられるところ、事案に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図ること。

特に、令和5年7月にとりまとめられた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」や、「生徒指導提要（改訂版）」を踏まえ、性的な被害にあった児童生徒からの相談があった場合には、

- ・ どこまで情報を共有していいか本人から同意をとり、繰り返し同じ話を聞くことを避けるようにするなど、児童生徒に二次的な被害が生じないよう最大限に配慮すること

- ・ 相談を受けた者が一人で抱え込まずに、生徒指導主事、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が連携して組織として対応すること

・性被害は児童生徒の心身に深刻な被害を及ぼすことから、慎重な対応が必要であり、早期に専門家や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の専門機関に相談し、関係機関と連携して対応する必要があること

・犯罪や性的虐待の疑いがある場合は、速やかに警察や児童相談所に相談する必要があること

等に留意すること。

また、学校の教職員が児童生徒と向き合うための時間を確保することがこれまで以上に必要であることから、教育委員会及び所管の学校に当たっては、

- ・ 「「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和5年9月8日付け5文科初第1090号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01561.html

等に基づき、引き続き、学校における働き方改革の推進等に必要な取組を徹底すること。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室 生徒指導調査分析係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3208)

e-mail s-bunseki@mext.go.jp